

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱

平成28年4月1日
27川ま建管第3357号
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が木造住宅の耐震性を高めるための工事を実施するにあたり、それに要する費用の一部を助成することにより、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）で定めるものによるほか、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 診断士 市長が川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領（22川ま情第319号）第5条第1項による登録を行った者をいう。
- (2) 施工者 市長が川崎市木造住宅耐震改修施工者として登録を行った者をいう。
- (3) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手し、木造在来工法で建築された平屋建て又は2階建ての一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、その用途に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以下であるものに限る。）をいう。
- (4) 判定委員会 川崎市木造住宅耐震診断判定委員会（一般社団法人川崎市建築設計事務所協会内）又は市長がそれと同等以上と認める耐震判定を行う団体をいう。
- (5) 精密診断 補強工事前の木造住宅の状態について診断するために、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断士が行う精密診断をいう。
- (6) 補強計画 上部構造評点が1.0未満の木造住宅において、上部構造評点を1.0以上にするために、診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき作成する耐震改修の計画をいう。
- (7) 部分補強計画 上部構造評点が1.0未満の木造住宅において、診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき作成する耐震改修の計画で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 上部構造評点を0.7以上～1.0未満に向上させるもの

イ 木造住宅の1階部分について上部構造評点を1.0以上に向上させるもの

- (8) 耐震改修計画 精密診断及び補強計画をいう。
- (9) 部分耐震改修計画 精密診断及び部分補強計画をいう。
- (10) 工事監理 診断士がその者の責任において、工事を補強計画又は部分補強計画（以下「補強計画等」という。）と照合し、それが補強計画等のおりに実施されているか確認することをいう（見積書の確認及び監理報告書の作成を含む。）。
- (11) 補強工事 補強計画に基づき、木造住宅の上部構造評点を1.0以上とするために施工者が行う工事をいう（当該工事に係る工事監理を含む。）。
- (12) 部分補強工事 部分補強計画に基づき、施工者が行う工事をいい、次のいずれかに該当するものをいう（当該工事に係る工事監理を含む。）。

ア 上部構造評点を0.7以上～1.0未満に向上させるもの

イ 木造住宅の1階部分について上部構造評点を1.0以上に向上させるもの

- (13) 一部完了 耐震改修計画又は部分耐震改修計画まで完了するものをいう。
- (14) 全部完了 補強工事又は部分補強工事（以下「補強工事等」という。）まで完了するものをいう。
- (15) 非課税世帯 助成の対象となる建築物に居住するすべての世帯全員について申請を行う年度又はその前年度の市民税の非課税証明書（全員が同一年度のものに限る。）を提示できる世帯をいう。ただし、次のいずれかに該当する助成の対象となる建築物について申請する世帯を除く。

ア 一部又は全部を賃貸の用に供するもの

イ 助成の対象となる者の居住の用に供していないもの（補強工事等が完了するまでに主たる居住の用に供しているものを除く。）

（施工者の登録等）

第3条 施工者の登録及び業務について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

（助成の対象建築物）

第4条 助成の対象となる建築物は木造住宅とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物を除く。

- (1) 過半を法人が所有するもの

- (2) 建築基準法令の規定に適合していないことが明らかなもの（補強工事等が完了するまでに是正するものを除く。）
- (3) 旧木造住宅耐震補強金物支給制度要綱（9川ま審第77号）第6条の規定による耐震補強金物の支給を受けたもの
- (4) この要綱及び旧川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱（17川ま指第411号、22川ま情第119号、25川ま情第3850号）に基づく、助成金の交付を受けたもの（一部完了の後に補強工事等に関する助成金の交付を受けるものを除く。）
- (5) 川崎市耐震シェルター等設置助成金交付要綱（27川ま建管第3368号）に基づく、助成金の交付を受けたもの

（助成の対象者）

第5条 助成の対象となる者は、前条に掲げる対象建築物を所有する者又はその配偶者若しくはその1親等内の親族とする。

（助成の対象となる工事等）

第6条 助成の対象となる工事等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 判定委員会が適正であると判定した耐震改修計画又は部分耐震改修計画（精密診断の結果、上部構造評点が1.0以上あり、補強工事等を要さない場合は、精密診断に限る。次条において同じ。）
- (2) 判定委員会が適正であると判定した補強工事等

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、前条に規定するいずれかに要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）について、助成の対象者の世帯の市民税の課税状況に応じ別表1で定める補助率に当該工事等に要した費用を乗じて得た額又は同表で定める限度額のいずれか低い額でかつ予算の範囲内とし、その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（申請手続）

第8条 この要綱による助成金の交付を受け、精密診断及び補強計画等又は精密診断、補強計画等及び補強工事等（以下「耐震改修工事等」という。）を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該耐震改修工事等に関する契約を締結する前に、市長に当該耐震改修工事等に対する助成金の交

付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、第1号様式により行うものとする。
- 3 第1項の申請に先立ち、申請者は、円滑かつ確実に申請が受理されるよう第4条規定による助成の対象建築物等について、あらかじめ事前相談を行うよう努めることとする。

(助成金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、当該耐震改修工事等に対する助成金を交付することを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知は、第2号様式により行うものとする。
 - 4 市長は、第1項の審査の結果、当該耐震改修工事等に対する助成金の交付をしないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 5 前項の通知は、第3号様式により行うものとする。

(申請の取止)

- 第10条 前条第2項の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、耐震改修工事等を取り止めるときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 2 前項の届出は、第4号様式により行うものとする。

(申請事項の変更手続等)

- 第11条 交付対象者は、当該通知を受けた助成金の額を変更しようとするときは、市長に変更の申請をしなければならない。ただし、助成金の額の変更が軽微な減額の場合を除く。
- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容が適正であるかを審査するものとし、審査の結果、当該変更を承認する場合はその旨を申請者に通知するものとする。
 - 3 第1項の申請は第5号様式、前項の通知は第6号様式により行うものとする。ただし、添付書類については、この要綱に基づき既に提出しているものを省略することができる。
 - 4 交付対象者（交付対象者が届出をすることができないものとして市長がやむを得ないと認めた場合においては、交付対象者に代わって手続を行う者）は、当該通知を受けた助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、市

長にその旨を届け出なければならない。

- 5 前項の届出は第6号の2様式により行うものとする。ただし、添付書類については、この要綱に基づき既に提出しているものを省略することができる。

(補強工事等の着手)

第12条 交付対象者は、第9条第2項の通知の日から75日以内に交付対象者の選択により補強工事等に着手しなければならない。また、その工事の着手から4日以内に市長にその旨を届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

- 2 前項の届出は、第7号様式により行うものとする。ただし、要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

(完了の報告)

第13条 交付対象者は、耐震改修工事等が完了したときは、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 交付対象者は、精密診断の結果が上部構造評点で1.0以上あり、補強工事等を要さない場合は、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。
- 3 前2項の報告は、第8号様式により行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく報告は、交付対象者が第8条第1項に基づく申請を行った年度の1月末日まで、かつ補強工事等が完了した日から3ヶ月以内に行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

(助成金額の確定)

第14条 市長は、前条第1項及び第2項の規定に基づく報告を受け、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を交付対象者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第9号様式により行うものとする。

(助成金の交付請求)

第15条 交付対象者は、前条第1項の通知を受けたときは、当該通知の日から30日以内に、市長に助成金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の請求は、第10号様式により行うものとする。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条第1項の請求に対し、交付対象者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第17条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく助成金の交付請求を行わなかったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により第9条第2項又は第11条第2項の通知を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の取消を行うときは、第11号様式により、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消に係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた者に対して、期限を定めて、助成金の返還を求めることができる。

(補強工事等の再開)

第19条 第13条第1項の規定により一部完了を行ったもののうち、補強工事等を実施しようとする者は、当該工事について、改めてこの要綱による助成金の交付を申請することができる。

2 第8条から前条（第13条第2項を除く。）までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第8条第1項並びに第9条第2項及び第4項中「耐震改修工事等」とあるのは「補強工事等」と、第12条第1項中「75日以内に交付対象者の選択により補強工事等」とあるのは「30日以内に補強工事等」と読み替えるものとする。

(交付対象者の努力義務)

第20条 交付対象者（第13条第1項の規定により一部完了の報告を行った者に限る。）は、本制度の目的に鑑み、当該住宅について補強計画等を満足するよう、引き続き、補強工事等を行うよう努めなければならない。

(有効活用)

第 2 2 条 交付対象者は、助成金を受けてから助成の対象建築物を有効に活用
 するよう努めなければならない。

(委任)

第 2 3 条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定め
 る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱（2 5 川ま情第 3 8 5 0 号）第 1
 2 条第 3 項の規定により行われた完了の報告は、この要綱の第 1 3 条第 3 項
 の規定によりなされた完了の報告とみなす。

3 この要綱の施行日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に限り、旧木造住宅
 耐震改修工事助成金交付要綱（2 5 川ま情第 3 8 5 0 号）第 1 2 条第 3 項の
 規定により完了の報告を行ったものは、この要綱の第 7 条第 1 項における助
 成金の額の規定について、別表 1 を別表 2 と読み替えることができる。

別表 1（第 7 条第 1 項関係）

	非課税世帯		一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
耐震改修計画	3 / 4	1 5 0, 0 0 0 円	2 / 3	1 5 0, 0 0 0 円
部分耐震改修計画	3 / 4	1 5 0, 0 0 0 円	2 / 3	1 5 0, 0 0 0 円
補強工事	3 / 4	1, 3 5 0, 0 0 0 円	2 / 3	8 5 0, 0 0 0 円
部分補強工事	3 / 4	9 5 0, 0 0 0 円	2 / 3	6 0 0, 0 0 0 円

別表 2（附則第 3 条関係）

	非課税世帯		一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
補強工事	3 / 4	2, 7 7 5, 0 0 0 円	1 / 2	1 8 5 0, 0 0 0 円

附 則（平成29年2月1日 28川ま建管第2731号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日 30川ま建管第1370号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱に基づく申請については、この要綱に基づく様式と同等の内容が確認できるものと認めた場合に限り、この要綱に基づく様式とみなす。